

# ガス需給約款

---

2020年7月1日実施

取次事業者：株式会社歯愛メディカル

(ガス小売事業者：株式会社ファミリーネット・ジャパン)

## ガス需給約款目次

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| ガス需給約款目次              | - 1 -  |
| I 総則                  | - 3 -  |
| 1. 対象となるお客様           | - 3 -  |
| 2. 需給約款および料金表の変更      | - 3 -  |
| 3. 定義                 | - 4 -  |
| 4. 単位および端数処理          | - 7 -  |
| 5. 実施細目               | - 7 -  |
| II 使用の申込みおよび契約        | - 7 -  |
| 6. 需給契約の申込み           | - 7 -  |
| 7. 需給契約の成立および契約期間     | - 8 -  |
| 8. 需要場所               | - 9 -  |
| 9. 需給契約の単位            | - 9 -  |
| 10. 供給の開始             | - 9 -  |
| III ガス料金の算定および支払い     | - 9 -  |
| 11. ガス料金の適用開始の時期      | - 9 -  |
| 12. 検針日               | - 9 -  |
| 13. ガス料金の算定期間         | - 10 - |
| 14. 使用量の算定            | - 10 - |
| 15. ガス料金の算定           | - 10 - |
| 16. ガス料金の支払義務および支払期日  | - 11 - |
| 17. ガス料金その他の支払方法      | - 12 - |
| 18. 延滞利息              | - 13 - |
| IV 使用および供給            | - 14 - |
| 19. 適正契約の保持           | - 14 - |
| 20. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性  | - 14 - |
| 21. 供給または使用の制限等       | - 14 - |
| 22. 供給の制限等の解除         | - 15 - |
| 23. 需要場所への立入りによる業務の実施 | - 16 - |
| 24. 損害賠償および債務の履行の免責   | - 16 - |
| V 契約の変更および終了          | - 17 - |
| 25. 需給契約の変更           | - 17 - |
| 26. 名義の変更             | - 17 - |
| 27. 需給契約の廃止           | - 17 - |

|      |                           |        |
|------|---------------------------|--------|
| 28.  | 解約等 .....                 | - 18 - |
| 29.  | 需給契約消滅後の債権債務関係 .....      | - 19 - |
| VI   | 供給方法, ガス工事および工事費の負担 ..... | - 19 - |
| 30.  | 供給方法およびガス工事 .....         | - 19 - |
| 31.  | 工事費負担金等相当額の申受け等 .....     | - 19 - |
| VII  | 保安 .....                  | - 19 - |
| 32.  | 供給施設の保安責任 .....           | - 19 - |
| 33.  | 周知および調査義務 .....           | - 20 - |
| 34.  | 保安に対するお客さまの協力 .....       | - 20 - |
| 35.  | お客さまの責任 .....             | - 21 - |
| 36.  | 供給施設等の検査 .....            | - 22 - |
| 37.  | 消費段階におけるガス事故の報告 .....     | - 23 - |
| VIII | その他 .....                 | - 23 - |
| 38.  | 明細書等の発行 .....             | - 23 - |
| 39.  | 準拠法 .....                 | - 24 - |
| 40.  | 管轄裁判所 .....               | - 24 - |
| 41.  | 信用情報の共有 .....             | - 24 - |
| 42.  | 反社会的勢力の排除 .....           | - 24 - |

## I 総則

### 1. 対象となるお客様

このガス需給約款(以下「この需給約款」といい、この需給約款その他当社とお客様で合意した内容に基づき成立するガスの供給に関する契約を、以下「需給契約」といいます。)は、本ガス小売事業者(3(定義)(9)に定義するところによります。以下同様とします。)が一般の需要に応じて一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介して行うガス供給の取次ぎを、株式会社歯愛メディカル(以下「当社」といいます。)がお客様に対して行うときの供給条件を定めたものです。なお、ガス料金については、当社が別に定める主契約料金表(以下総称して「料金表」といいます。)によります。また、この需給約款に定めのある事項について、料金表に定めのある場合は、料金表によるものといたします。

### 2. 需給約款および料金表の変更

- (1)当社は、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。
- (2)お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者(以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。)が定める託送供給約款その他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款または料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。
- (3)ガス事業法施行規則第13条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。
- (4)需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断

した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

### 3. 定義

次の言葉は、この需給約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 熱量

摂氏0度および圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

#### (2) 標準熱量

(1)により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

#### (3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

#### (4) 圧力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

#### (5) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6)最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(7)ガス工作物

ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます((10)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。))。

(8)供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(9)本ガス小売事業者

ガス小売事業者としての、株式会社ファミリーネット・ジャパン(ガス小売事業者登録番号A0058)をいいます。

(10)本支管

原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器(導管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。なお、次のいずれにも該当する私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行なうことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き、本支管として取り扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。

(11)供給管

本支管から分岐して、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(12)ガス栓

お客様等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給の停止時に操作する栓をいいます。

(13)内管

(11)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(14)ガス遮断装置

危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます。(ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。)

(15)整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(16)昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいいます。)を備えないものをいいます。

(17)ガスメーター

料金算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(18)マイコンメーター

マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。

(19)メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

(20)ガス機器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

(21)引込地点

供給管と内管の境界の地点(お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線にあたります。)をいいます。

(22)ガス工事

供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(23)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金率には消費税等相当額を含み、基準単価には消費税等相当額を含みません。

(24)消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(25)ガス料金

お客さまと当社とのガスの需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

(26)料金

ガス料金を総称したものをいいます。

#### 4. 単位および端数処理

(1)使用量の単位は、立方メートルとし、小数点以下第1位以下の端数は切り上げます。

(2)当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 5. 実施細目

この需給契約の締結に必要な細目的事項は、この需給約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 使用の申込みおよび契約

#### 6. 需給契約の申込み

(1)お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および

料金表(お客さまと当社が別途合意した内容がある場合にあっては、その内容を含みます。)を遵守することを承諾のうえ、またガスの供給に必要な次の事項を当社、一般ガス導管事業者および本ガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ当社指定の様式によって、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受付けることがあります。

主契約料金表、引込地点、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、業種、用途、使用開始希望日、需要場所におけるガス機器、使用期間、ガス料金の支払方法

- (2) お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当社が当該一般ガス導管事業者に提供すること。

ハ ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が本ガス小売事業者を通じて当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

- (3) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといいたします。

## 7. 需給契約の成立および契約期間

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日から遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (1) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

## 8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 9. 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1主契約料金表を適用して、1需給契約を結びます。

## 10. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。

(2) 天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた需給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めてガスを供給いたします。

## III ガス料金の算定および支払い

### 11. ガス料金の適用開始の時期

ガス料金は、需給開始の日から適用いたします。

### 12. 検針日

検針日は、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検

針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。

### 13. ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

### 14. 使用量の算定

- (1) ガス料金の算定期間の使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。なお、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。
- (2) 当社は、検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、利用明細書によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、発行手数料を申し受けます。
- (3) メーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

### 15. ガス料金の算定

- (1) 当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (2) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

イ 定例検針日から、次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合

ロ 新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。）で、料金算定期間が29日以下または36日以上となつ

た場合

ハ ガス需給約款27(需給契約の廃止)(1)および(2)イ, ロ, ガス需給約款28

(解約等)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ニ ガス需給約款21(供給または使用の制限等)(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス需給約款21(供給または使用の制限等)による供給停止に伴う検針と需給約款22(供給の制限等の解除)による供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

ホ ガス需給約款22(供給の制限等の解除)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス需給約款21(供給または使用の制限等)による供給停止に伴う検針とガス需給約款22(供給の制限等の解除)による供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

ヘ 21(供給または使用の制限等)(2)の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(3)ガス料金は、需給契約ごとに当該主契約料金表のガス料金を適用して算定いたします。

## 16. ガス料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日(以下「請求日」といいます。)に発生いたします。

(2) お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合

の支払期日は、請求する料金の月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

- (4) 支払期日が休日(銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいいます)の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

## 17. ガス料金その他の支払方法

- (1) ガス料金は原則として、当社が取次を行う新電力「Ci電たる」と合算の請求となり「Ci電たる」の支払い方法に準じて支払っていただきます。お支払い方法の詳細は、別途定める歯愛メディカル電力販売約款(16(料金その他の支払方法))をご確認ください。

- (2) ガス料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、この場合は次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続してガス料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続してガス料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (3) ガス料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または当社の事情により(1)イまたはロによる支払いができない場合等の特別の事情がある場合には、お客さまがガス料金を、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、この場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(4) お客さまがガス料金を(2)により支払われる場合は、当社は、原則として、払込票の発行手数料を申し受けます。

(5) お客さまがガス料金を(1)イもしくはロまたは(2)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、ガス料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、ガス料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

ハ (2)により支払われる場合は、ガス料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(6) 当社は、(2)または(3)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、ガス料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(4)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(6) ガス料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 18. 延滞利息

(1) お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

## IV 使用および供給

### 19. 適正契約の保持

当社は、需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 20. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

(1) 当社は、料金表に定める熱量、圧力および燃焼性(以下「熱量等」といいます。)のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。

(2) 当社は、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 21. 供給または使用の制限等

(1) 当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限または中止(以下「制限等」といいます。)することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

イ 23(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合

ロ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

ハ お客さまがガス工作物を故意に損傷し、または亡失させた場合

ニ 34(保安に対するお客さまの協力)(5)および35(お客さまの責任)(4)に反した場合

- ホ その他この需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。
  - イ 災害等その他の不可抗力による場合
  - ロ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
  - ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
  - ニ 法令の規定による場合
  - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ト その他保安上必要がある場合(34[保安に対するお客さまの協力](4)の処置をとる場合を含みます。)
- (3) 当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、(1)または(2)によりガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。
- (4) (1)または(2)により当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、その制限等に関する照会は、当社に申し出ていただきます。

## 22. 供給の制限等の解除

- (1) 21(供給または使用の制限等)(1)によって当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者が確認できたときは、本ガス小売事業者および当該一般ガス導管事業者が承諾した後、当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者により供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
- (2) 21(供給または使用の制限等)(1)の制限等および22(供給の制限等の解除)の供給の再開に要する費用は、その供給の再開に先立って申し受けます。

## 23. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

## 24. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般ガス導管事業者が託送供給を制限等した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 28(解約等)によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) お客さまの故意または過失によって、当社が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## V 契約の変更および終了

### 25. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（使用の申込みおよび契約）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、需給契約を変更する場合（適用を受ける主契約料金表の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）（1）イにかかわらず、従前の契約期間といたします。また、適用を受ける主契約料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日といたします。

### 26. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社所定の方法により名義を変更していただきます。

### 27. 需給契約の廃止

（1）お客さまがガスの使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

（2）需給契約は、28（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が廃止されたものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当社が需給を終了させるための処置ができない場合には、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他のガス小売事業者との需給契約等にもとづき

当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

## 28. 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、本ガス小売り事業者を通じてお客さまに対するガスの供給を停止することがあります。この場合、当社は供給停止までに合計2回(供給停止日の15日程度前および5日程度前)予告いたします。

イ 21(供給または使用の制限等)(1)によってガスの供給を制限等されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ この需給約款によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金等相当額その他この需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

ニ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ホ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合

ヘ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ト お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

チ この需給約款または主契約料金表の適用を受けられなくなった場合

リ お客さまがCi電たろのご契約を解除、もしくは解約となった場合

(2) お客さまが、27(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、ガスを使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を終了するための処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行ないます。

## 29. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VI 供給方法, ガス工事および工事費の負担

### 30. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

### 31. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

## VII 保安

### 32. 供給施設の保安責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3(定義)(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施

設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(4) お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

### 33. 周知および調査義務

(1) 当社および本ガス小売事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じて必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当社および本ガス小売事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社および本ガス小売事業者は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3) 当社および本ガス小売事業者は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

### 34. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他の

ガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。

- (2) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、32(供給施設の保安責任)(3)および33(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

### 35. お客さまの責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、33(周知および調査義務)(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。

- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
  - ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
  - ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
  - ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
  - ホ 当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第62条が定める次の事項を遵守するものといたします。
- イ お客さまは当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
  - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。
  - ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

### 36. 供給施設等の検査

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。

ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

- (2) 当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行なう場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます

### 37. 消費段階におけるガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および本ガス小売事業者へ提供することについて、承諾するものといたします。

## VIII その他

### 38. 明細書等の発行

- (1) 当社は、お客さまからの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を書面にて発行いたします。
- (2) (1)の書面および払込票を発行する場合は、それぞれ一通につき、次の発行手数料に消費税相当額を加えた額を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

|       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 発行手数料 | 利用明細書 | 1通につき110円 |
|       | 払込票   | 1通につき0円   |

### 39. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものいたします。

### 40. 管轄裁判所

この需給約款または需給契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含みます。)は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

### 41. 信用情報の共有

当社は、お客さまが28(解約等)(1)ロ、ハまたは二に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売事業者を提供することがあります。

### 42. 反社会的勢力の排除

(1) お客さまは、需給契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明していただきます。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる行為

(3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告

および自己の債務の提供を要しないで、ただちに需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。

## 附 則

### 1 実施期日

この需給約款は、2020年7月1日から実施いたします。

下記の事項を十分にお読みください。

## 一般ガスプランの供給条件における重要事項

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

### 1. ガス小売事業者

当社は、小売電気事業者である株式会社ファミリーネット・ジャパン（「以下、FNJ」といいます。）の取次事業者としてお客様と本契約を締結し、実際のガスの供給はFNJにより実施されます。

### 2. お申込方法

- (1) WEB ページ等、当社指定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
  - (ア) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること
  - (イ) 当社が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
  - (ウ) 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から当社へ提供すること

### 3. 契約の成立、契約期間、供給開始予定日

- (1) 本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は、顧客番号が同一の需要場所で当社とCi電たるを締結中で、Ci電たるとの合算払いをご承諾いただけることを条件に、お客さまからの申し込みを受けます。
- (3) 契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降1年目までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、以後同様といたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社WEBページ上に掲載する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) 契約・解約時のご注意事項
  - (ア) 本契約を適用開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約、あるいは他の契約プランにお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、

この限りではありません。

(イ) 本契約の適用開始日から 1 年未満に他の契約プランへの変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 供給開始予定日

原則として、当該一般ガス導管事業者との託送契約等の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。

#### 4. ガス料金

ガス料金は、お客さまに適用されるプランに応じて、基本料金にガスのご使用量に従量料金単価を乗じた額を加え、お客さまごとに適用される(2)の割引きをして計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。一般ガスプラン（消費税等相当額込）

| ガス料金表 | 1 ヶ月のガスご使用量      | 基本料金（円/月）  | 従量料金単価（円/㎥） |
|-------|------------------|------------|-------------|
| A表    | 0 ㎥から 20 ㎥まで     | 759.00 円   | 210.52 円    |
| B表    | 20 ㎥をこえ 50 ㎥まで   | 1,588.88 円 | 169.03 円    |
| C表    | 50 ㎥をこえ 100 ㎥まで  | 1,833.33 円 | 164.14 円    |
| D表    | 100 ㎥をこえ 250 ㎥まで | 2,077.77 円 | 161.70 円    |
| E表    | 250 ㎥をこえ 500 ㎥まで | 2,648.14 円 | 159.41 円    |
| F表    | 500 ㎥をこえる場合      | 7,109.25 円 | 150.49 円    |

(1) 割引制度

Ci ガス割引プラン

| 割引制度    | ガス料金プラン | 適用条件                                       |
|---------|---------|--------------------------------------------|
|         | 一般ガス    |                                            |
| Ci ガス割引 | 4.18%   | 当社提供サービス「Ci 電たる」導入済みかつ請求書送付方法を「メール受取」とすること |

#### 5. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社 WEB ページまたはメールにてお知らせいたします。

(2) ガス料金の算定期間、ガスご使用量の計算方法等

(ア) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。

(イ) ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、使用量は託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

- (ア) お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
- (イ) お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ウ) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、請求する料金の月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (エ) 支払期日が休日（銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。
- (4) ガス料金の支払方法等
- (ア) ガス料金は原則として、当社が取次を行う新電力「Ci 電たる」と合算の請求となり「Ci 電たる」の支払い方法に準じて支払っていただきます。お支払い方法の詳細は、別途定める歯愛メディカル電力販売約款（16（料金その他の支払方法））をご確認ください。
- (イ) ガス料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合、クレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、または当社の事情により支払いができない場合等の特別の事情がある場合には、お客さまがガス料金を、当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払っていただきます。なお、この場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (ウ) お客さまがガス料金を当社が指定する金融機関の口座に払込む方法により支払われる場合は、当社は、原則として払込票の発行手数料を申し受けます。
- (エ) 支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭（以下「ガス料金等」といいます。）が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける事があります。
- (オ) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

(5) 各種手数料

当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を発行し、その手数料として、300 円に消費税等相当額を加えた額を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、クレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただきます。なお、この場合には、払込票の発行手数料として、300 円に消費税等相当額を加えた額を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

## 6. 解約等

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいた

します。

(ア) 本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他、ガス需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(イ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

(ウ) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合

(エ) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

(オ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(2) 当社が定めるガス需給約款その他本契約に違反した場合（料金表に定める適用対象とならなくなった場合を含みます。）、当社が(1)により本契約を解約する場合には、当社は解約日に供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

## 7. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給しますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

(1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール

(2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル

(3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A

最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35

最高ウェッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

## 8. 本契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が本契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

## 9. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 開栓および閉栓のための作業

(2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務

(3) その他本契約の成立、変更または終了等に必要な業務

(4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

(5) その他保安上必要な業務

## 10. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当

該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。

- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、12（供給施設等の保安責任）(3)および13（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

#### 1 1. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。
  - (ア) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - (イ) ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
  - (ウ) ガス工作物の修理、その他工事施工のため必要がある場合
  - (エ) 法令の規定による場合
  - (オ) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (カ) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (キ) 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
  - (ク) 8（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合
  - (ケ) お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合
  - (コ) その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
  - (サ) その他託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2) お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

#### 1 2. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

### 1 3. 周知および調査業務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等の電磁的方法を通じてお客さまの閲覧に供することにより、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社はお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

### 1 4. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、13（周知および調査義務）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。詳細は、ガス需給約款 35（お客さまの責任）(4)をご参照ください。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項につい

て遵守していただきます。

(ア) お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。

(イ) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。

(ウ) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。

#### 1 5. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、当社を通じて当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

(3) お客さまは、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち会わせることができます。

#### 1 6. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

#### 1 7. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 1 8. 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

#### 1 9. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

## 20. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱い、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- (2) 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、違約金等を請求される可能性があります。
- (3) Ci ガスの契約が解除、もしくは解約となった翌月から割引は適用されません。

### 本契約の変更等

- (ア) 当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。
  - (イ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、(ウ) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
    - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
    - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
  - (ウ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4) 契約締結後書面の交付について
- 本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 21. 各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更、解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。

### ●クーリング・オフ

お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合、「お申込み内容のお知らせ」および「電気使用申込書」を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）もしくは電磁的記録により通知したときから発生します。この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面もしくは電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面の郵送または電磁的記録にてご連絡ください。

名称：株式会社 歯愛メディカル

受付窓口 住所：〒924-0004 石川県白山市旭丘 2-6

Email: ci-energy@ci-medical.com

各種お問合せ先

株式会社歯愛メディカル

電力小売事業部

電話番号：076-205-5880

受付時間：10：00～18：00（平日）

取次事業者

株式会社歯愛メディカル

〒924-0004 石川県白山市旭丘 2-6

ガス小売事業者

株式会社ファミリーネット・ジャパン（ガス小売事業者登録番号：A0058）

〒105-6229 東京都港区愛宕二丁目5番1号

各種お手続き・お問い合わせ：エネルギーサービスお客さまセンター

電話番号：0120-554-841（携帯電話、PHSからもご利用いただけます。）

受付時間：9:00～17:00（年末年始を除く）

# 一般ガスプラン

---

(主契約料金表)

2020年7月1日実施

(取次事業者:株式会社歯愛メディカル)

(ガス小売事業者:株式会社ファミリーネット・ジャパン)

## ガス料金その他の供給条件の内容

### 一般ガスプラン

#### 1 対象となるお客さま

東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、本ガス需給約款(以下、ガス需給約款)1(対象となるお客さま)および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、この料金表のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を請求できること。
- (3) 当社は、顧客番号が同一の需要場所で当社と Ci 電たるを締結中で、Ci 電たるとの合算払いをご承諾いただけることを条件に、お客さまからの申し込みを受けます。

#### 2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計から「Ciガス割引」として4.18%割引した金額といたします。ただし、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が500立方メートルをこえる場合には料金表Fをそれぞれ適用いたします。

## (1) 料 金 表 A

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|        |         |
|--------|---------|
| 1契約につき | 759.00円 |
|--------|---------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 210.52円 |
|------------|---------|

## (2) 料 金 表 B

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,588.88円 |
|--------|-----------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 169.03円 |
|------------|---------|

## (3) 料 金 表 C

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,833.33円 |
|--------|-----------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 164.14円 |
|------------|---------|

## (4) 料 金 表 D

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 2,077.77円 |
|--------|-----------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 161.70円 |
|------------|---------|

## (5) 料 金 表 E

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 2,648.14円 |
|--------|-----------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 159.41円 |
|------------|---------|

## (6) 料 金 表 F

## (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 7,109.25円 |
|--------|-----------|

## (ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 150.49円 |
|------------|---------|

### 3 割 引 制 度

| 割引制度    | 割引率   | 適用条件                                       |
|---------|-------|--------------------------------------------|
| Ci ガス割引 | 4.18% | 当社提供サービス「Ci 電たる」導入済みかつ請求書送付方法を「メール受取」とすること |

なお、割引制度の適用開始日は、この主契約料金表にもとづく契約の需給開始の日といたします。

また、割引制度の適用終了日は、この主契約料金表にもとづく契約が解約された日またはCi電たるを解約された日といたします。

### 4 日 割 計 算

- (1) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

#### イ 1日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

#### <備 考>

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### ロ 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

- (2) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

#### イ 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

#### <備 考>

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### ロ 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

### 5 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォツベ指数……57.8

最低ウォツベ指数……52.7

## 6 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施の期日

この料金表は、2020年7月1日から実施いたします。

## 別 表(原料費調整)

## 1 原料費調整額の算定

## (1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1 トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

## (2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (83,350\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均原料価格} - 83,350\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

## (3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均原料価格算定期間         | 原料費調整単価適用期間                |
|--------------------|----------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |

|                                                       |                                |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                    | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                    | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                    | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                    | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                    | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                    | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                                   | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                                   | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                                  | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                                | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間<br>(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間      |

#### (4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

## 3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。

## ガスの使用申込等に関する個人情報の共同利用プライバシーポリシー

株式会社歯愛メディカル

株式会社歯愛メディカルは、ガスの使用等に関する個人情報について、以下の共同利用プライバシーポリシーに基づき、その利用目的において必要な情報を共同利用します。

### 【共同利用プライバシーポリシー】

#### 共同利用する者の範囲

当社は、以下の者との間でガスの使用者の個人情報を共同で利用することができる。※<sup>1</sup>

- ・ガス小売事業者（ガス事業法第2条第3項）
- ・一般ガス導管事業者（ガス事業法第2条第6項）

#### 共同利用の目的

- ・託送供給契約の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次※<sup>2</sup>及び供給者切替えに伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
- ・供給地点に関する情報の確認のため
- ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応  
その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ・消費機器調査の結果の通知のため※<sup>3</sup>

#### 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給契約の契約番号
- ・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法※<sup>4</sup>第159条第4項に規定する通知に関する情報

#### 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

※1 本紙は、共同利用の目的のために、情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定して、

ガスの使用者の個人情報を利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でガスの使用者の個人情報を利用するものではありません

- ※2 「小売供給契約の廃止取次」とは、ガスの使用者から新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、当該ガスの使用者を代行して、既存のガス小売事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいう。
- ※3 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知する。
- ※4 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいう。